

環境物品等の調達の推進に関する基本方針

平成13年2月
(平成13年6月一部変更)

環境物品等の調達に関する基本方針

この基本方針は、国（国会、各省庁、裁判所等）及び国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第2条第2項の法人を定める政令（平成12年政令第556号）に規定される法人（以下「独立行政法人等」という。）が環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務（以下「環境物品等」という。）の調達を総合的かつ計画的に推進するための基本的事項を定めるものである。また、地方公共団体、事業者、国民等についても、この基本方針を参考として、環境物品等の調達の推進に努めることが望ましい。

なお、国がこれまでに定め、実行してきた環境保全に資する各種取組については、この基本方針と連携を図りつつ引き続き適切な実行を図るものとする。

1．国及び独立行政法人等による環境物品等の調達の推進に関する基本的方向

(1) 環境物品等の調達推進の背景及び意義

地球温暖化問題や廃棄物問題など、今日の環境問題はその原因が大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした生産と消費の構造に根ざしており、その解決には、経済社会のあり方そのものを環境負荷の少ない持続的発展が可能なものに変革していくことが不可欠である。このため、あらゆる分野において環境負荷の低減に努めていく必要があるが、このような中で、我々の生活や経済活動を支える物品及び役務（以下「物品等」という。）に伴う環境負荷についてもこれを低減していくことが急務となっており、環境物品等への需要の転換を促進していかなければならない。

環境物品等への需要の転換を進めるためには、環境物品等の供給を促進するための施策とともに、環境物品等の優先的購入を促進することによる需要面からの取組を合わせて講じることが重要である。環境物品等の優先的購入は、これらの物品等の市場の形成、開発の促進に寄与し、それが更なる環境物品等の購入を促進するという、継続的改善を伴った波及効果を市場にもたらすものである。また、環境物品等の優先的購入は誰もが身近な課題として積極的に取り組む必要があるものであり、調達主体がより広範な環境保全活動を行う第一歩となるものである。

このような環境物品等の優先的購入と普及による波及効果を市場にもたらす上で、通常の経済活動の主体として国民経済に大きな位置を占め、かつ、他の主体にも大きな影響力を有する国及び独立行政法人等（以下「国等」という。）が果たす役割は極めて大きい。すなわち、国等が自ら率先して環境物品等の計画的調達を推進し、これを呼び水とすることにより、地方公共団体や民間部門へも取組の輪を広げ、我が国全体の環境物品等への需要の転換を促進することが重要である。この基本方針に基づく環境物品等の調達推進は、環境基本法（平成5年法律第91号）第24条〔環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進〕及び循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第19条〔再生品の使

用の促進] の趣旨に則るものである。

(2) 環境物品等の調達推進の基本的考え方

国等の各機関(以下「各機関」という。)は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号。以下「法」という。)第7条の規定に基づき、毎年度、基本方針に即して、物品等の調達に関し、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針(以下「調達方針」という。)を作成・公表し、当該調達方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うこととなる。

その際、具体的には以下のような基本的考え方に則り、調達を行うとともに、調達された物品等の使用を進めていくものとする。

物品等の調達に当たっては、従来考慮されてきた価格や品質などに加え、今後は環境保全の観点が必要となる必要がある。これにより、価格や品質などとともに、環境負荷の低減に資することが物品等の調達契約を得るための要素の一つとなり、これに伴う事業者間の競争が環境物品等の普及をもたらすことにつながる。各機関は、このような認識の下、できる限り広範な物品等について、環境負荷の低減が可能かどうかを考慮して調達を行うものとする。

環境負荷をできるだけ低減させる観点からは、地球温暖化、大気汚染・水質汚濁、生物多様性の減少、廃棄物の増大等の多岐にわたる環境負荷項目をできる限り包括的にとらえ、かつ、可能な限り、資源採取から廃棄に至る、物品等のライフサイクル全体についての環境負荷の低減を考慮した物品等を選択する必要がある。また、局地的な大気汚染の問題等、地域に特有の環境問題を抱える地域にあっては、当該環境問題に対応する環境負荷項目に重点を置いて、物品等を調達することが必要な場合も考えられる。

各機関は、環境物品等の調達に当たっては、調達総量をできるだけ抑制するよう、物品等の合理的な使用等に努めるものとし、法第11条の規定を念頭に置き、法に基づく環境物品等の調達推進を理由として調達総量が増加することのないよう配慮するものとする。また、各機関は調達された環境物品等について、長期使用や適正使用、分別廃棄などに留意し、期待される環境負荷の低減が着実に発揮されるよう努める。

また、環境物品等の調達を推進するに当たっては、WTO政府調達協定(特に同協定第6条技術仕様の規定)との整合性に十分配慮し、国際貿易に対する不必要な障害とならないように留意する。

2 特定調達品目及びその判断の基準並びに特定調達物品等の調達の推進に関する基本的事項

(1) 基本的考え方

ア．判断の基準を満たす物品等についての調達目標の設定

各機関は、調達方針において、特定調達品目ごとにその判断の基準を満たすもの（「特定調達物品等」という。）について、それぞれの目標の立て方に従って、毎年度、調達目標を設定するものとする。

イ．判断の基準等の性格

環境物品等の調達に際しては、できる限りライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷の低減を考慮することが望ましいが、特定調達物品等の実際の調達に当たっての客観的な指針とするため、特定調達品目ごとの判断の基準は数値等の明確性が確保できる事項について設定することとする。

また、すべての環境物品等は相応の環境負荷低減効果を持つものであるが、判断の基準は、そのような様々な環境物品等の中で、各機関の調達方針における毎年度の調達目標の設定の対象となる物品等を明確にするために定められるものであり、環境物品等の調達を推進するに当たっての一つの目安を示すものである。したがって、判断の基準を満たす物品等が唯一の環境保全に役立つ物品等であるとして、これのみが推奨されるものではない。各機関においては、判断の基準を満たすことにとどまらず、環境物品等の調達推進の基本的考え方に沿って、ライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷項目に配慮した、できる限り環境負荷の低減を図った物品等の調達に努めることが望ましい。

さらに、現時点で判断の基準として一律に適用することが適当でない事項であっても環境負荷低減上重要な事項については、判断の基準に加えてさらに調達に当たって配慮されるべく、配慮事項を設定することとする。なお、各機関は、調達に当たり配慮事項を適用する場合には、個別の調達に係る具体的かつ明確な仕様として事前にこれを示し、調達手続の透明性や公正性を確保するものとする。

なお、判断の基準は環境負荷の低減の観点から定められるものであるので、品質、機能等、調達される物品等に期待される一般的事項及び適正な価格については別途確保される必要があるのは当然である。

ウ．特定調達品目及びその判断の基準等の見直しと追加

特定調達品目及びその判断の基準等は、特定調達物品等の開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜見直しを行っていくものとする。

また、今後、特定調達品目及びその判断の基準等の見直し・追加を行うに当たっては、手続の透明性を確保しつつ、学識経験者等の意見も踏まえ、法に定める適正な手続に従って行うものとする。

エ．公共工事の取扱い

公共工事については、各機関の調達の中でも金額が大きく、国民経済に大きな影響力を有し、また国等が率先して環境負荷の低減に資する方法で公共工事を実施することは、地方公共団体や民間事業者の取組を促す効果も大きいと考えられる。このため、環境負荷の低減に資する公共工事を役務に係る特定調達品目に含めたところであり、以下の点に留意しつつ積極的にその調達を推進していくものとする。

公共工事の目的となる工作物（建築物を含む。）は、国民の生命、生活に直接的に関連し、長期にわたる安全性や機能が確保されることが必要であるため、公共工事の構成要素である資材等の使用に当たっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能を備えていることについて、特に留意する必要がある。また、公共工事のコストについては、予算の適正な使用の観点からその縮減に鋭意取り組んできていることにも留意する必要がある。調達目標の設定は、事業の目的、工作物の用途、施工上の難易により資材等の使用形態に差異があること、調達可能な地域や数量が限られている資材等もあることなどの事情があることにも留意しつつ、より適切なものとなるように、今後検討していくものとする。

また、公共工事の環境負荷低減方策としては、資材等の使用の他に、環境負荷の少ない工法等を含む種々の方策が考えられ、ライフサイクル全体にわたった総合的な観点からの検討を進めていくこととする。

(2) 各特定調達品目及びその判断の基準等 別記のとおり。

(3) 特定調達物品等以外の環境物品等

特定調達物品等以外の環境物品等についても、その事務又は事業の状況に応じて、調達方針の中でできる限り幅広く取り上げ、可能な限り具体的な調達の目標を掲げて調達を推進していくものとする。

特に、役務については、本基本方針で特定調達品目として取り上げたものは少数にとどまるが、特定調達物品等を用いて提供される役務なども環境負荷の低減に潜在的に大きな効果があると考えられることから、各機関においては、これら環境負荷の低減に資する役務についても積極的に調達方針で取り上げていくよう努めるものとする。

また、一般に市販されている物品等のみならず、各機関の特別の注文に応じて調達する物品等についてもそれに伴う環境負荷の低減を図っていくことが重要であることから、かかる特注品についても調達方針で取り上げ、その設計段階等、できるだけ初期の時点で環境負荷の低減の可能性を検討、実施していくことが望まれる。

3. その他環境物品等の調達に関する重要事項

(1) 調達の推進体制の在り方

各機関において、環境物品等の調達を推進するための体制を整備するものとする。原則として、体制の長は内部組織全体の環境物品等の調達を統括できる者(各省庁等にあっては局長(官房長)相当職以上の者)とするとともに、体制にはすべての内部組織が参画することとする。なお、環境担当部局や会計・調達担当部局が主体的に関与することが必要である。各機関は、具体的な環境物品等の調達の推進体制を調達方針に明記する。

(2) 調達方針の適用範囲

調達方針は原則として、各機関のすべての内部組織に適用するものとする。ただし、一律の環境物品等の調達推進が困難である特殊部門等については、その理由を調達方針に明記した上で、別途、個別の調達方針を作成する。各機関は、調達方針の具体的な適用範囲を調達方針に明記する。

(3) 調達方針の公表並びに調達実績の概要の取りまとめ及び公表の方法等

調達方針の公表を通じた毎年度の環境物品等の調達目標の公表は、事業者による環境物品等の供給を需要面から牽引することとなる。また、環境物品等の調達を着実に推進していくためには、調達実績を的確に把握し、調達方針の作成に反映させていくとともに、分かりやすい形で調達実績の概要が公表されることにより、環境物品等の調達の進展状況が客観的に明らかにされることが必要である。

(4) 関係省庁等連絡会議の設置

環境物品等の調達を各機関が一体となって効果的に推進していくため、各機関間の円滑な連絡調整、推進策の検討などを行う関係省庁等連絡会議を設置する。

(5) 職員に対する環境物品等の調達推進のための研修等の実施

調達実務担当者をはじめとする職員に対して、環境物品等の調達推進のための意識の啓発、実践的知識の修得等を図るため、研修や講演会その他の普及啓発などの積極的な実施を図る。

(6) 環境物品等に関する情報の活用と提供

環境物品等に関する情報については、各種環境ラベルや製品の環境情報をまとめたデータベースなど、既に多様なものが提供されている。このため、各機関は、提供情報の信頼性や手続の透明性など当該情報の適切性に留意しつつ、既存の情報を十分に活用して、できる限り環境負荷の低減に資する物品等を調達することが有効である。また、国は、各機関における調達の推進及び事業者や国民の環境物品等の優先的購入に資するため、環境物品等に関する適切な情報の提供と普及に努めることとする。

別記

1. 定義

この別記において、「判断の基準」、「配慮事項」は下記のとおりとする。

「判断の基準」：本基準を満たすものが「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」第6条第2項第2号に規定する特定調達物品等として、毎年度の調達目標の設定の対象となる。

「配慮事項」：特定調達物品等であるための要件ではないが、特定調達物品等を調達するに当たって、さらに配慮することが望ましい事項。

2. 紙類

(1) 品目及び判断の基準等

情報用紙 (コピー用紙、フォーム用紙)	<p>【判断の基準】</p> <p>コピー用紙については、古紙配合率 100%かつ白色度 70%程度以下であること。 フォーム用紙については、古紙配合率 70%以上かつ白色度 70%程度以下であること。 塗工するものについては塗工量が両面で 12g/m²以下であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>製品の包装は、再生利用の容易さ、焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p>
印刷用紙	<p>【判断の基準】</p> <p>古紙配合率 70%以上であること。 非塗工印刷用紙については、白色度 70%程度以下であること。 塗工印刷用紙については、塗工量が両面で 30g/m²以下であること。 再生利用しにくい加工が施されていないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>製品の包装は、再生利用の容易さ、焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p>
衛生用紙 (トイレットペーパー)	<p>【判断の基準】</p> <p>古紙配合率 100%であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>製品の包装は、再生利用の容易さ、焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p>

(2) 目標の立て方

各品目ごとに当該年度の調達総重量 (kg) に占める基準を満たす物品の重量 (kg) の割合とする。

3. 納入印刷物

(1) 品目及び判断の基準等

納入印刷物の 仕様	印刷用紙に係る判断の基準（紙類参照）を満たす印刷用紙を使用すること。
--------------	------------------------------------

(2) 目標の立て方

当該年度の印刷物の発注総数(件数)に占める基準を満たす納入印刷物の発注件数の割合とする。

4. 文具類

(1) 品目及び判断の基準等

文具共通	<p>【判断の基準】 [] は優先</p> <p>金属を除く主要材料が、以下のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>A. プラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。</p> <p>B. 木質の場合にあっては、間伐材などの木材が使用されていること。</p> <p>C. 紙の場合にあっては、紙の原料は古紙配合率50%以上であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>製品の包装は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
シャープペンシル	【配慮事項】 残芯が少ないこと。
シャープペンシル 替芯	[容器に適用]
ボールペン	【配慮事項】 芯が交換できること。
マーキングペン	【配慮事項】 消耗品が交換・補充できること。
鉛筆	
スタンプ台	【配慮事項】
朱肉	インク、液が補充できること。
印章セット	【配慮事項】 液が補充できること。
定規	
トレー	
消しゴム	[巻紙（スリーブ）又はケースに適用]
ステープラー	【配慮事項】 再使用、再生利用又は適正廃棄が容易なように、分離・分別の工夫がなされていること。
連射式クリップ	
事務用修正具（テープ）	【配慮事項】 消耗品が交換できること。
事務用修正具（液状）	[容器に適用]
クラフトテープ	<p>【判断の基準】</p> <p>本体については古紙配合率40%以上であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>水溶性又は水分散型の粘着材を使用し、樹脂ラミネート加工をしていないこと。</p>
ブックスタンド	
はさみ	【配慮事項】 再使用、再生利用又は適正廃棄が容易なように、分離・分別の工夫がなされていること。
マグネット(玉)	
マグネット(バー)	

テープカッター	
パンチ	
モルトケース	
鉛筆削	【配慮事項】 再使用、再生利用又は適正廃棄が容易なように、分離・分別の工夫がなされていること。
OAクリーナー(ウェットタイプ)	〔容器に適用〕
OAクリーナー(液タイプ)	【配慮事項】 内容物が補充できること。
レターケース	
マウスパッド	
カッターナイフ	
OHP フィルム	【判断の基準】 再生プラスチックが30%以上使用されていること。
絵の具	〔容器に適用〕
墨汁	〔容器に適用〕
のり(液状)	〔容器に適用〕
のり(澱粉のり)	【配慮事項】 内容物が補充できること。
のり(固形)	〔容器・ケースに適用〕
のり(テープ)	【配慮事項】 消耗品が交換できること。
ファイル	【配慮事項】 表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。
バインダー	【配慮事項】 表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。
カードケース	
チャック付きケース	
事務用封筒(紙製)	【判断の基準】 古紙配合率40%以上であること。
けい紙・起案用紙	【判断の基準】
ノート	古紙配合率70%以上であること。 塗工紙にあつては塗工量が両面で30g/m ² 以下であること、非塗工紙にあつては白色度が70%程度以下であること。
インデックス	【配慮事項】
付箋紙	水溶性または水分散型の粘着材を使用し、樹脂ラミネート加工をしていないこと。
ごみ箱	
リサイクルボックス	
名札(机上用)	

注) 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材・不良品を再生したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

(2)目標の立て方

各品目ごとの当該年度の調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の点数の割合とする。

5 . 機器類

(1)品目及び判断の基準等

いす	【判断の基準】 金属を除く主要材料が、下記のいずれかの要件を満たすこと。 A . プラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。 B . 木質の場合にあっては、間伐材などの木材が使用されていること。また材料からのホルムアルデヒドの放出量は1.5mg/l以下であること。 C . 紙の場合にあっては、紙の原料は古紙配合率50%以上であること。 【配慮事項】 修理や部品交換が可能であるなど、長期間の使用が可能で設計又は分解が容易であるなど部品の再使用や素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。特に金属部分については、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化・省資源化や素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
机	
棚	
収納用什器(棚以外)	
口 - パ - ティション	
掲示板	
黒板	
ホワイトボード	

注) 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材・不良品を再生したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

(2)目標の立て方

各品目ごとに当該年度の調達総量(点数)に占める基準を満たす物品の点数の割合とする。

6. O A 機器

(1) コピー機

ア. 品目及び判断の基準等

<p>コピー機 (複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機を含む)</p>	<p>【判断の基準】 コピー機(毎分86枚以上の複写が可能な構造のもの、大判機、複合機及びカラーコピー機を除く。)にあっては、表1に示された区分ごとの基準を上回らないこと(表1中「」部分にあっては、表2に示された区分ごとの基準を満たすこと。) 大判機(複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機以外)にあっては、表3に示された区分ごとの基準を満たすこと。 複合機にあっては、表4(大判複合機にあっては、表5)に示された区分ごとの基準を満たすこと(出荷時にコピー機能のみを有するものについてはの基準を適用する。) 拡張性のあるデジタルコピー機(モノクロコピー機以外)にあっては表6、拡張性のある大判デジタルコピー機にあっては表7に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>共通 古紙配合率100%の再生紙に対応可能であること。</p> <p>【配慮事項】 カートリッジ方式の場合、使用済みカートリッジの回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 使用する電池は、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物を含まないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用される場合や、適正処理される場合には、この限りでない。 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。 分解が容易であるなど、素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材や一度使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。</p>
--	--

注) 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材・不良品を再生したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

表1 コピー機に係る基準

コピー速度(CPM: 1分当たりのコピー枚数)	基準エネルギー消費効率				両面コピー機能
	A 4機	B 4機	A 3機	A 3 Y機	
0 < CPM 10	12		19	27	推奨
10 < CPM 20			55	77	
20 < CPM 30		85	99	139	必須
30 < CPM 40	88	108	125	175	
40 < CPM 50	123	151	181	246	

50 < CPM 60	144	176		287	必須
60 < CPM 70	180	221		391	
70 < CPM 80	200	246		433	
80 < CPM 85	258	317		483	

- 備考) 1 「A4機」、「B4機」、「A3機」、「A3Y機」とはそれぞれA4版の短辺、B4版の短辺、A3版の短辺及びA3版の長辺を最大通紙幅とするコピー機をいう。
- 2 「コピー速度」とはA4版普通紙へ連続複写を行った場合の1分当たりのコピー枚数とする。
- 3 エネルギー消費効率の算定法についてはエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく通商産業省告示第193号（平成11年3月31日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

表2 コピー機に係る基準（表1「 」印部分）

コピー速度 (CPM:1分当たりの コピー枚数)	低電力モード消費電力	低電力モードへの移行時間	低電力モードからの復帰時間	オフモード消費電力	オフモードへの移行時間	両面コピー機能
0 < CPM 20	-	-	-	5W	30分	推奨
20 < CPM 44	$3.85 \times \text{CPM} + 5\text{W}$	15分	30秒	15W	60分	必須
44 < CPM	$3.85 \times \text{CPM} + 5\text{W}$	15分	30秒 (推奨)	20W	90分	必須

表3 大判コピー機（複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機以外）に係る基準

コピー速度 (CPM:1分当たりの コピー枚数)	低電力モード消費電力	低電力モードへの移行時間	低電力モードからの復帰時間	オフモード消費電力	オフモードへの移行時間
0 < CPM 40	-	-	-	10W	30分
40 < CPM	$3.85 \times \text{CPM} + 5\text{W}$	15分	30秒 (推奨)	20W	90分

表4 複合機に係る基準（大判複合機を除く。）

画像再生速度 (IPM:1分当たりの 出力枚数)	低電力モード消費電力	低電力モードからの復帰時間	スリープモード消費電力	スリープモードへの移行時間	両面コピー機能
0 < IPM 10	-	-	25W	15分	推奨
10 < IPM 20	-	-	70W	30分	推奨
20 < IPM 44	$3.85 \times \text{IPM} + 50\text{W}$	30秒	80W	60分	必須
44 < IPM 100	$3.85 \times \text{IPM} + 50\text{W}$	30秒(推奨)	95W	90分	必須
100 < IPM	$3.85 \times \text{IPM} + 50\text{W}$	30秒(推奨)	105W	120分	必須

備考) 低電力モードへの移行時間は出荷時、15分にセット。

表5 大判複合機に係る基準

画像再生速度 (IPM:1分当たりの 出力枚数)	低電力モード消費 電力	低電力モード からの復帰時間	スリープモード消 費電力	スリープモードへ の移行時間
0 < IPM 40	-	-	70W	30分
40 < IPM	$4.85 \times \text{IPM} + 50\text{W}$	30秒(推奨)	105W	90分

備考) 低電力モードへの移行時間は出荷時、15分にセット。

表6 拡張性のあるデジタルコピー機(モノクロコピー機以外)に係る基準(大判機を除く。)

画像再生速度 (IPM:1分当たりの 出力枚数)	低電力モード消費 電力	低電力モード からの復帰時間	オフモード消 費電力	オフモードへ の移行時間	両面 コピー 機能
0 < IPM 10	-	-	5W	15分	推奨
10 < IPM 20	-	-	5W	30分	推奨
20 < IPM 44	$3.85 \times \text{IPM} + 5\text{W}$	30秒	15W	60分	必須
44 < IPM 100	$3.85 \times \text{IPM} + 5\text{W}$	30秒(推奨)	20W	90分	必須
100 < IPM	$3.85 \times \text{IPM} + 5\text{W}$	30秒(推奨)	20W	120分	必須

備考) 低電力モードへの移行時間は出荷時、15分にセット。

表7 拡張性のある大判デジタルコピー機に係る基準

画像再生速度 (IPM:1分当たりの 出力枚数)	低電力モード消費 電力	低電力モード からの復帰時間	オフモード消 費電力	オフモードへ の移行時間
0 < IPM 40	-	-	65W	30分
40 < IPM	$4.85 \times \text{IPM} + 45\text{W}$	-	100W	90分

備考) 低電力モードへの移行時間は出荷時、15分にセット。

表2～7に関する備考)

- 消費電力の測定方法については国際エネルギースタープログラム制度運用細則 別表第2による。
- 低電力モードの消費電力が常にオフモード又はスリープモードの消費電力を満たす場合は、オフモード又はスリープモードを備える必要はない。
- 用語説明

低電力モード：一定時間操作が行われなかった後、自動的に切り替えられ実現される低電力状態。

オフモード：一定時間が経過した後、自動オフ機能によって電源を切った状態。

スリープモード：低電力モードに移行後、引き続き出力動作が行われなかった場合、電源を切ることなしに自動的に切り替えられ連続的に実現される第二の低電力状態。

大判複写機、大判複合機、拡張機能付き大判デジタル複写機：A2 サイズ又は 17"×22"サイズ以上の用紙を処理する複写機、複合機、拡張機能付きデジタル複写機。

コピー速度：1分当たりのコピー枚数(CPM)を単位とし、両面コピーは2枚と計算する。

大判コピー機を除くコピー機については、A4サイズ用の紙におけるコピー速度とする。また、大判コピー機については、当該機器の最大サイズの1分当たりのコピー枚数を次のようにA4サイズの用紙のコピー枚数に換算してコピー速度を算定する。

A2サイズの用紙は、コピー枚数を4倍すること。

A1サイズの用紙は、コピー枚数を8倍すること。

A0サイズの用紙は、コピー枚数を16倍すること。

両面コピー機能：自動的に両面をコピー又は画像出力することができる機能とする。

画像再生速度：あらかじめ設定された解像度において、1分当たりの白黒画像の出力枚数(ipm)を単位とし、両面の画像出力は2枚と計算する。複写速度と印刷速度が異なる場合は、いずれか速いものを用いることにする。

—画像は、A4サイズ又は8.5"×11"サイズの用紙に、各辺からの余白を1インチ(2.54cm)、使用フォントを12ポイント、行間を一行とした白黒画像とする。

イ．目標の立て方

当該年度のコピー機(複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機を含む)の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の台数の割合とする。

(2)電子計算機

ア. 品目及び判断の基準等

電子計算機	<p>【判断の基準】 電子計算機についてはエネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準を上回らないこと。</p> <p>【配慮事項】 使用済み製品（使用済み二次電池を含む。）の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化・省資源化や部品の再使用、素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材や一度使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
-------	--

注) 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材・不良品を再生したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

表 電子計算機に係る基準

		区 分	基準エネルギー消費効率	
電子計算機の種別	入出力用信号伝送路の本数	主記憶容量		
サーバ型	32 本以上		21	
電子計算機	16 本以上 32 本未満	16 ギガバイト以上	2	
		4 ギガバイト以上 16 ギガバイト未満	2	
	8 本以上 16 本未満	4 ギガバイト未満	1.4	
		16 ギガバイト以上	1.8	
	4 本以上 8 本未満	4 ギガバイト以上 16 ギガバイト未満	0.41	
		4 ギガバイト未満	0.41	
	4 本未満	16 ギガバイト以上	1.8	
		4 ギガバイト以上 16 ギガバイト未満	0.41	
	クライアント型電子計算機のうち電池駆動型以外のもの	2 本以上 4 本未満	2 ギガバイト以上 4 ギガバイト未満	0.19
			1 ギガバイト以上 2 ギガバイト未満	0.19
2 本未満		1 ギガバイト未満	0.16	
		2 ギガバイト以上 4 ギガバイト未満	0.19	
		1 ギガバイト以上 2 ギガバイト未満	0.12	
クライアント型電子計算機のうち電池駆動型のもの	2 本未満	1 ギガバイト未満	0.043	
クライアント型電子計算機のうち電池駆動型のもの			0.0065	

- 備考) 1 「サーバ型電子計算機」とは、クライアント型電子計算機以外のものをいう。
- 2 「入出力用信号伝送路本数」は、演算処理装置と主記憶装置とを接続する信号伝送路(当該信号伝送路と同等の転送能力を有するその他の信号伝送路を含む。)から直接分岐するもの又はそれに接続される信号伝送路分割器から直接分岐するものであって、グラフィックディスプレイポート又はキーボードポートのみを介して外部と接続されるもの以外のもののうち、最大データ転送速度が1秒につき100メガビット以上のものの本数をいう。
- 3 「電池駆動型」とは、専ら内蔵された電池を用いて、電力線から電力供給を受けることなしに使用され得るものをいう。
- 4 「クライアント型電子計算機」とは、グラフィックディスプレイポート及びキーボードポートを有するもの(グラフィックディスプレイポートに換えてディスプレイ装置を内蔵しているもの又はキーボードポートに換えてキーボードを内蔵しているものを含む。)であって、主記憶容量が4ギガバイト未満かつ入出力用信号伝送路本数が4本未満のものをいう。
- 5 エネルギー消費効率の算定法についてはエネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく通商産業省告示第194号(平成11年3月31日)の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

イ. 目標の立て方

当該年度の電子計算機の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の台数の割合とする。

(3) プリンタ及びプリンタ/ファクシミリ兼用機

ア. 品目及び判断の基準等

<p>プリンタ及びプリンタ/ファクシミリ兼用機</p>	<p>【判断の基準】 プリンタ又はプリンタ/ファクシミリ兼用機（A3サイズ、A4サイズ等の用紙に対応するもの。ただし から までを除く。）にあつては、表1に示された区分ごとの基準を満たすこと。 カラープリンタ（A3サイズ、A4サイズ等の用紙に対応するもの）にあつては、表2に示された区分ごとの基準を満たすこと。 A3サイズの用紙に対応するインパクト式プリンタにあつては、表3に示された基準を満たすこと。 大判プリンタにあつては、表4に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>（共通） 古紙配合率100%の再生紙に対応可能であること。</p> <p>【配慮事項】 使用済みインク/トナーカートリッジの回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 使用する電池は、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物を含まないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用される場合や、適正処理される場合には、この限りでない。 分解が容易であるなど、部品の再使用や素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材や一度使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。 紙の使用量を削減できる機能を有すること。 製品の包装は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
-----------------------------	---

注) 1 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材・不良品を再生したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）

2 【判断の基準】 ~ において2000年10月31日までに出荷を開始した製品については、表5に示された基準を満たすこと。

表1 プリンタ又はプリンタ/ファクシミリ兼用機に係る基準【2000年11月1日以降】

印刷速度 (PPM: 1分当たりの印刷枚数)	低電力モードへの移行時間	低電力モードの消費電力
0 < PPM 10	5分	10W
10 < PPM 20	15分	20W
20 < PPM 30	30分	30W
30 < PPM 44	60分	40W
44 < PPM	60分	75W

- 備考) 1 A 3サイズ、A 4サイズ等の用紙に対応するもの。
 2 20PPM 以下の印刷速度であって、ネットワーク機能が含まれる製品については、2001年10月31日までの間、低電力モードの消費電力の基準値に5Wを加えることができるものとする。また、モノクロ熱転写方式ならびにインクジェット方式を含むものとする。

表2 カラープリンタに係る基準【2000年11月1日以降】

印刷速度 (PPM：1分当たりの印刷枚数)	低電力モードへの移行時間	低電力モードの消費電力
0 < PPM 10	30分	35W
10 < PPM 20	60分	45W
20 < PPM	60分	70W

- 備考) 1 A 3サイズ、A 4サイズ等の用紙に対応するもの。
 2 10PPM以下の印刷速度であって、ネットワーク機能が含まれる製品については、2001年10月31日までの間、低電力モードの消費電力の基準値に5Wを加えることができるものとする。また、カラー電子写真方式、カラー熱転写方式を含むものとする。ただし、カラーインクジェット方式は除くものとする。

表3 A 3サイズの用紙に対応するインパクト式プリンタに係る基準【2000年11月1日以降】

低電力モードへの移行時間	低電力モードの消費電力
30分	28W

- 備考) 2001年10月31日までの間、低電力モードの消費電力の基準値に2Wを加えるものとする。

表4 大判プリンタに係る基準【2000年11月1日以降】

印刷速度 (PPM：1分当たりの印刷枚数)	低電力モードへの移行時間	低電力モードの消費電力
0 < PPM 10	30分	35W
10 < PPM 40	30分	65W
40 < PPM	90分	100W

- 備考) A 2サイズ又は17"×22"サイズ以上の用紙に対応するもの。

表5 プリンタ又はプリンタ/ファクシミリ兼用機に係る基準【2000年10月31日以前】

印刷速度 (PPM：1分当たりの印刷枚数)	低電力モードへの移行時間	低電力モードの消費電力
0 < PPM 7	15分	15W
7 < PPM 14	30分	30W
14 < PPM、 及びハイエンドカラープリンタ	60分	45W

表 1 ~ 5 に関する備考)

- 1 消費電力の測定方法については国際エネルギースタートプログラム制度運用細則 別表第 2 による。
- 2 消費電力が常に表 1 ~ 5 に掲げる低電力モードの消費電力以下に維持される場合も、基準を満たすものとする。
- 3 ネットワーク上で使用できる機能が含まれる場合は、ネットワークに接続された状態で、それぞれの表の基準に適合していなければならない。また、ネットワーク上で低電力モードになっても、製品に対する応答指令に答える機能が保持されていなければならない。

4 用語説明

低電力モード：一定時間操作が行われなかった後、自動的に切り替えられ実現される低電力状態。

印刷速度：1 分当たりの印刷枚数 (PPM) を単位とする。

大判プリンタを除くプリンタについては、A 4 サイズの用紙における印刷速度とする。また、大判プリンタについては、当該機器の最大サイズの 1 分当たりの印刷枚数を次のように A 4 サイズの用紙の印刷枚数に換算して印刷速度を算定する。

A 2 サイズの用紙は、印刷枚数を 4 倍すること。

A 1 サイズの用紙は、印刷枚数を 8 倍すること。

A 0 サイズの用紙は、印刷枚数を 16 倍すること。

応答指令：ユーザーによる外部入力等で、製品を低電力モード移行前と同一の状態に戻す指令を言う。ただし、ネットワークのポーリング指令は含まない。

イ．目標の立て方

当該年度のプリンタ及びプリンタ/ファクシミリ兼用機の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の台数の割合とする。

(4) ファクシミリ

ア. 品目及び判断の基準等

ファクシミリ	<p>【判断の基準】 表に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>【配慮事項】 使用済みトナーカートリッジの回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 使用する電池は、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物を含まないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用される場合や、適正処理される場合には、この限りでない。 分解が容易であるなど、部品の再使用や素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材や一度使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
--------	--

注) 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材・不良品を再生したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

表 ファクシミリに係る基準

印刷速度 (PPM: 1分当たりの印刷枚数)	低電力モードへの移行時間	低電力モードの消費電力
0 < PPM 10	5分	10W
10 < PPM	5分	15W

備考) 1 消費電力の測定方法については国際エネルギースタープログラム制度運用細則別表第2による。

2 消費電力が常に表に掲げる低電力モードの消費電力以下に維持される場合も、基準を満たすものとする。

3 用語説明

低電力モード: 一定時間操作が行われなかった後、自動的に切り替えられ実現される低電力状態。

イ. 目標の立て方

当該年度のファクシミリの調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の台数の割合とする。

(5) スキャナ

ア. 品目及び判断の基準等

スキャナ	<p>【判断の基準】 表に示された基準を満たすこと。</p> <p>【配慮事項】 使用済み製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 分解が容易であるなど、部品の再使用や素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材や一度使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
------	---

注) 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材・不良品を再生したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

表 スキャナに係る基準

移行時間	低電力モード消費電力
15分	12W

備考) 1 消費電力の測定方法については国際エネルギースタープログラム制度運用細則別表第2による。

2 消費電力が常に表に掲げる低電力モードの消費電力以下に維持される場合も、基準を満たすものとする。

3 用語説明

低電力モード：一定時間操作が行われなかった後、自動的に切り替えられ実現される低電力状態。

イ. 目標の立て方

当該年度のスキャナの調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の台数の割合とする。

(6)磁気ディスク装置

ア. 品目及び判断の基準等

磁気ディスク装置	<p>【判断の基準】 エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準を上回らないこと。</p> <p>【配慮事項】 使用済み製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 分解が容易であるなど、部品の再使用や素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材や一度使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
----------	--

注) 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材・不良品を再生したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

表 磁気ディスク装置に係る基準

区 分		基準エネルギー消費効率算定式
磁気ディスク装置の種類別	磁気ディスク装置の形状及び性能	
単体ディスク	ディスクサイズが75ミリメートル超であってディスク枚数が1枚のもの	$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 25.6)$
	ディスクサイズが75ミリメートル超であってディスク枚数が2枚又は3枚のもの	$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 26.7)$
	ディスクサイズが75ミリメートル超であってディスク枚数が4枚以上のもの	$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 27.2)$
	ディスクサイズが40ミリメートル超75ミリメートル以下であってディスク枚数が1枚のもの	$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 25.6)$
	ディスクサイズが40ミリメートル超75ミリメートル以下であってディスク枚数が2枚又は3枚のもの	$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 26.7)$
	ディスクサイズが40ミリメートル超75ミリメートル以下であってディスク枚数が4枚以上のもの	$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 27.6)$
サブシステム	データ転送速度が毎秒160メガバイト超のもの	$E = \exp(2.00 \times \ln(N) - 17.1)$
	データ転送速度が毎秒160メガバイト以下のもの	$E = \exp(2.00 \times \ln(N) - 17.2)$

備考) 1 基準エネルギー消費効率算定式中のNは、磁気ディスクの回転数(rpm)を表す。

2 lnは底をeとする対数を表す。

3 エネルギー消費効率の算定法についてはエネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく通商産業省告示第195号(平成11年3月31日)の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

イ．目標の立て方

当該年度の磁気ディスク装置の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の台数の割合とする。

7. 家電製品

(1) 電気冷蔵庫等

ア. 品目及び判断の基準等

電気冷蔵庫等 (冷蔵庫、冷凍庫、冷凍冷蔵庫)	<p>【判断の基準】 年間消費電力量が表に示された区分ごとの基準を上回らないこと。 断熱材発泡剤にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</p> <p>【配慮事項】 冷媒及び断熱材発泡剤に地球温暖化影響の小さい物質が使用されていること。 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化・省資源化や素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
---------------------------	--

注) 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材・不良品を再生したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

表 電気冷蔵庫等に係る年間消費電力量の基準

区 分		年間消費電力量算定式
冷蔵庫	冷蔵庫(冷気自然対流方式のもの)	$E=0.427(\text{kWh}/\text{年}\cdot\frac{\text{V}}{\text{L}})$
	冷蔵庫(冷気強制循環方式のもの)	$\times\text{Vadj}(\frac{\text{V}}{\text{L}})+178(\text{kWh}/\text{年})$
冷凍庫	冷凍庫(冷気自然対流方式のもの)	$E=0.281(\text{kWh}/\text{年}\cdot\frac{\text{V}}{\text{L}})$
	冷凍庫(冷気強制循環方式のもの)	$\times\text{Vadj}(\frac{\text{V}}{\text{L}})+353(\text{kWh}/\text{年})$
冷凍冷蔵庫	冷凍冷蔵庫(冷気自然対流方式のもの)	$E=0.433(\text{kWh}/\text{年}\cdot\frac{\text{V}}{\text{L}})$
	冷凍冷蔵庫(冷気強制循環方式のもので特定技術を使用したもの)	$\times\text{Vadj}(\frac{\text{V}}{\text{L}})+320(\text{kWh}/\text{年})$
	冷凍冷蔵庫(冷気強制循環方式のもので上段以外のもの)	$E=0.507(\text{kWh}/\text{年}\cdot\frac{\text{V}}{\text{L}})$
		$\times\text{Vadj}(\frac{\text{V}}{\text{L}})+147(\text{kWh}/\text{年})$
		$E=0.433(\text{kWh}/\text{年}\cdot\frac{\text{V}}{\text{L}})$
		$\times\text{Vadj}(\frac{\text{V}}{\text{L}})+340(\text{kWh}/\text{年})$

備考) 1 E: 年間消費電力量(kWh/年)

2 Vadj: 調整内容積(単位: $\frac{\text{V}}{\text{L}}$)

(1) 冷凍室がスリースター室タイプの冷凍冷蔵庫及び冷凍庫にあつては、次式によって求めた数値

$$\text{Vadj}=2.15\times\text{V}(\text{冷凍室の定格内容積})+\text{V}(\text{冷凍室以外の貯蔵室の定格内容積})$$

(2) 冷凍室がツースター室タイプの冷凍冷蔵庫にあつては、次式によって求めた数値

$$\text{Vadj}=1.85\times\text{V}(\text{冷凍室の定格内容積})+\text{V}(\text{冷凍室以外の貯蔵室の定格内容積})$$

(3) 冷凍室がワンスター室タイプの冷凍冷蔵庫にあつては、次式によって求めた数値

$$\text{Vadj}=1.55\times\text{V}(\text{冷凍室の定格内容積})+\text{V}(\text{冷凍室以外の貯蔵室の定格内容積})$$

(参考) スリースター室: 平均冷凍負荷温度が-18 以下の冷凍室

ツースター室: 平均冷凍負荷温度が-12 以下の冷凍室

ワンスター室: 平均冷凍負荷温度が-6 以下の冷凍室

3 エネルギー消費効率の算定法についてはエネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく通商産業省告示第704号(平成11年12月22日)の「2 エネルギー消費効率の測定方法」による。

4 用語説明

特定技術： インバーター技術及び真空断熱技術とし、表の区分はいずれか又は双方の技術を用いた冷凍冷蔵庫とする。

イ．目標の立て方

当該年度の電気冷蔵庫等(冷蔵庫、冷凍庫、冷凍冷蔵庫)の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の台数の割合とする。

(2) エアコンディショナー

ア. 品目及び判断の基準等

エアコンディショナー	<p>【判断の基準】</p> <p>冷暖房の用に供するエアコンディショナーについては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準を下回らないこと。 冷房の用にのみ供するエアコンディショナーについては、エネルギー消費効率が表2に示された区分ごとの基準を満たすこと。 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化・省資源化や素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
------------	--

注) 1 「エアコンディショナー」とは、暖房用に供することができるものを含み、冷房能力が28kW未満のものをいう。

2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材・不良品を再生したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

表1 冷暖房の用に供するエアコンディショナーに係る基準

ユニットの形態	区 分		基準冷暖房 平均エネルギー 消費効率
	冷房能力		
直吹き形でウィンド形又はウォール形のもの			2.85
直吹き形で壁掛け形のもの(マルチタイプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	2.5キロワット以下		5.27
	2.5キロワット超3.2キロワット以下		4.90
	3.2キロワット超4.0キロワット以下		3.65
	4.0キロワット超7.1キロワット以下		3.17
直吹き形でその他のもの(マルチタイプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	7.1キロワット超		3.10
	2.5キロワット以下		3.96
	2.5キロワット超3.2キロワット以下		3.96
	3.2キロワット超4.0キロワット以下		3.20
ダクト接続形のもの(マルチタイプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	4.0キロワット超7.1キロワット以下		3.12
	7.1キロワット超		3.06
	4.0キロワット以下		3.02
マルチタイプのものであって室内機の運転を個別制御するもの	4.0キロワット超7.1キロワット以下		3.02
	7.1キロワット超		3.02
	4.0キロワット以下		4.12
マルチタイプのものであって室内機の運転を個別制御するもの	4.0キロワット超7.1キロワット以下		3.23
	7.1キロワット超		3.07

表2 冷房の用のみに供するエアコンディショナーに係る基準

区 分		基準冷房エネルギー消費効率
ユニットの形態	冷房能力	
直吹き形でウィンド形又はウォール形のもの		2.67
直吹き形で壁掛け形のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	2.5キロワット以下	3.64
	2.5キロワット超3.2キロワット以下	3.64
	3.2キロワット超4.0キロワット以下	3.08
	4.0キロワット超7.1キロワット以下	2.91
	7.1キロワット超	2.81
直吹き形でその他のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	4.0キロワット以下	2.88
	4.0キロワット超7.1キロワット以下	2.85
	7.1キロワット超	2.85
ダクト接続形のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	4.0キロワット以下	2.72
	4.0キロワット超7.1キロワット以下	2.71
	7.1キロワット超	2.71
マルチタイプのものであって室内機の運転を個別制御するもの	4.0キロワット以下	3.23
	4.0キロワット超7.1キロワット以下	3.23
	7.1キロワット超	2.47

表1～2に関する備考)

- 1 「ダクト接続形のもの」とは、吹き出し口にダクトを接続するものをいう。
- 2 「マルチタイプのもの」とは、1の室外機に2以上の室内機を接続するものをいう。
- 3 エネルギー消費効率の算定法についてはエネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく通商産業省告示第190号(平成11年3月31日)の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

イ. 目標の立て方

当該年度のエアコンディショナーの調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の台数の割合とする。

(3) テレビジョン受信機

ア. 品目及び判断の基準等

テレビジョン受信機	<p>【判断の基準】 液晶テレビであること。または、エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準を上回らないこと。</p> <p>【配慮事項】 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化・省資源化や素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
-----------	--

注) 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材・不良品を再生したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

表 テレビジョン受信機に係る基準

	区 分	基準エネルギー消費効率算定式
テレビジョン受信機の形態	機能	
ブラウン管の偏向角度が100度以下のもの(ワイドテレビ又は倍速走査方式のものを除く。)	VTR内蔵のもの以外	$E_M=2.5S+32$
	VTR内蔵のもの	$E_M=2.5S+60$
ブラウン管の偏向角度が100度超のもの(ワイドテレビ又は倍速走査方式のものを除く。)	VTR内蔵のもの以外	$E_M=5.1S-4$
	VTR内蔵のもの	$E_M=5.1S+24$
ワイドテレビ	VTR内蔵のもの以外であって付加機能がないもの	$E_M=5.1S-11$
	VTR内蔵のもの	$E_M=5.1S+17$
	VTR内蔵のもの以外であって付加機能を1有するもの	$E_M=5.1S+6$
	VTR内蔵のもの以外であって付加機能を2有するもの	$E_M=5.1S+13$
	VTR内蔵のもの以外であって付加機能を3有するもの	$E_M=5.1S+59$
倍速走査方式のもののうちハイビジョンテレビ		$E_M=5.5S+72$
倍速走査方式のもののうちハイビジョンテレビ以外のもの		$E_M=5.5S+41$

備考) 1 「VTR」とは、ビデオテープレコーダーをいう。

2 「ワイドテレビ」とは、通常走査方式(走査線数525本のもの)であって、画面の横縦比が16:9のテレビをいう。

3 「倍速走査方式のもの」とは、通常走査方式以外のテレビをいう。

4 「付加機能」とは、2チューナー2画面分割機能、文字多重放送受信機能及びMUSE - N T S Cコンバータをいう。

5 「ハイビジョンテレビ」とは、走査線数1,125本であって、画面の横縦比が16:9のテレビのうち、

MUSE デコーダー及び衛星放送受信機能を有するものをいう。

6 E_M 及び S は次の数値を表すものとする。

E_M ：基準エネルギー消費効率(単位 キロワット時)

S ：受信機型サイズ(ブラウン管の対角外形寸法をセンチメートル単位で表した数値を2.54で除して小数点以下を四捨五入した数値をいう。)

7 エネルギー消費効率の算定法についてはエネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく通商産業省告示第192号(平成11年3月31日)の「2 エネルギー消費効率の測定方法」による。

8 表の基準は、フラット型ブラウン管(ブラウン管表面の中心と周辺部の間の最大落差値のブラウン管の対角寸法値に対する百分率比が0.5%以下のもの(ただし、周辺部及び対角寸法の測定位置は有効画面プラス5mm以内のこと。))を使用したテレビ(倍速走査方式のものを除く。)について準用する。

この場合において、表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率の算定式は、ブラウン管の偏向角度が100度以下のもの(ワイドテレビを除く。)及びワイドテレビにあっては10を、ブラウン管の偏向角度が100度超のもの(ワイドテレビを除く。)にあっては25をそれぞれ当該算定式の右辺に加えた式として取り扱うものとする。

イ．目標の立て方

当該年度のテレビジョン受信機の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の台数の割合とする。

(4) ビデオテープレコーダー

ア．品目及び判断の基準等

ビデオテープレコーダー	<p>【判断の基準】 エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準を上回らないこと。</p> <p>【配慮事項】 分解が容易であるなど、素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
-------------	---

注) 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材・不良品を再生したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

表 ビデオテープレコーダーに係る基準

区 分	基準エネルギー消費効率
水平解像度が 400 本以上の信号の処理能力を有するものであって衛星放送受信機能を有するもの	2.5
水平解像度が 400 本以上の信号の処理能力を有するものであって衛星放送受信機能を有しないもの	2.0
水平解像度が 400 本以上の信号の処理能力を有しないものであって衛星放送受信機能を有するもの	2.2
水平解像度が 400 本以上の信号の処理能力を有しないものであって衛星放送受信機能を有しないもの	1.7

備考) 1 表の基準は、ビデオテープの作動装置を複数有するものについて準用する。この場合において、表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率は、それぞれ当該数値に 1.6 を乗じた数値として取り扱うものとする。

2 エネルギー消費効率の算定法についてはエネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく通商産業省告示第 196 号(平成 11 年 3 月 31 日)の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

イ．目標の立て方

当該年度のビデオテープレコーダーの調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の台数の割合とする。

8. 照 明

(1) 蛍光灯照明器具

ア. 品目及び判断の基準等

蛍光灯照明器具	<p>【判断の基準】 Hfインバータ方式器具であること、又は、エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準を下回らないこと。</p> <p>【配慮事項】 分解が容易であるなど、素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
---------	--

表 蛍光灯照明器具に係る基準

区 分	基準エネルギー消費効率
直管形 110 形ラピッドスタート形蛍光ランプを用いるもの	79.0
直管形 40 形ラピッドスタート形蛍光ランプを用いるもの	71.0
直管形 40 形スタータ形蛍光ランプを用いるもの	60.5
直管形 20 形スタータ形蛍光ランプを用いるものであって電子安定器式のもの	77.0
直管形 20 形スタータ形蛍光ランプを用いるものであって磁気安定器式のもの	49.0
使用する環形蛍光ランプの大きさの区分の総和が 72 を超えるもの	81.0
使用する環形蛍光ランプの大きさの区分の総和が 62 を超え 72 以下のもの	82.0
使用する環形蛍光ランプの大きさの区分の総和が 62 以下のものであって電子安定器式のもの	75.5
使用する環形蛍光ランプの大きさの区分の総和が 62 以下のものであって磁気安定器式のもの	59.0
コンパクト形蛍光ランプを用いた卓上スタンド	62.5
直管形蛍光ランプを用いた卓上スタンド	61.5

- 備考) 1 「直管形 110 形ラピッドスタート形蛍光ランプを用いるもの」は、96 形コンパクト形蛍光ランプを用いるもの及び 105 形高周波点灯専用形コンパクト形蛍光ランプを用いるものを含む。
- 2 「直管形 40 形ラピッドスタート形蛍光ランプを用いるもの」は、36 形及び 55 形コンパクト形蛍光ランプを用いるもの並びに 32 形、42 形及び 45 形高周波点灯専用形コンパクト形蛍光ランプを用いるものを含む。
- 3 「ランプの大きさの区分」とは、日本工業規格 C 7601 付表 1 に規定する大きさの区分をいう。なお、環形高周波点灯専用形蛍光ランプにあっては、定格ランプ電力の値とする。ただし、高出力点灯するものにあっては、高出力点灯時のランプ電力の値とする。
- 4 エネルギー消費効率の算定法についてはエネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく通商産業省告示第 191 号(平成 11 年 3 月 31 日)の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

イ. 目標の立て方

当該年度の蛍光灯照明器具の調達総量(台数)に占める基準を満たす物品の台数の割合とする。

(2) 蛍光管

ア．品目及び判断の基準等

蛍光管 (直管型：大きさ の区分 40 形蛍光 ランプ)	【判断の基準】 高周波点灯専用形（H f）であること。 又は、 ラピッドスタート形またはスタータ形である場合は、以下の基準を満たすこと エネルギー消費効率、ランプ効率で80lm/W以上であること。 演色性は平均演色評価数 R a が80以上であること。 管径は32.5（±1.5）mm以下であること。 水銀封入量は製品平均10mg以下であること。 定格寿命は10,000時間以上であること。
---------------------------------------	--

イ．目標の立て方

当該年度の蛍光管(直管型：大きさの区分 40 形蛍光ランプ)の調達総量(本数)に占める基準を満たす物品の本数の割合とする。

9 . 自動車 普通自動車、小型自動車及び軽自動車とする（2輪車及び重量車を除く。）

(1) 品目及び判断の基準等

自動車	<p>【判断の基準】 新しい技術の活用等により、従来の自動車と比較して、著しく環境負荷の低減を実現した自動車であって、次に掲げる自動車であること。 電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ハイブリッド自動車 ガソリン車である場合で、乗用車にあつては、「低公害車等排出ガス技術指針（平成10年12月10日環境庁大気保全局長通知。以下「技術指針」という。）」の指針値が確保されるように考慮して定められている「低排出ガス車認定実施要領（平成12年運輸省告示第103号。以下「認定実施要領」という。）」の基準に適合していること及び表1に示された区分ごとの基準を満たすこと。軽量車、軽貨物車又は中量車にあつては、技術指針の指針値が確保されるように考慮して定められている認定実施要領の基準に適合していること及び表3に示された区分ごとの基準を満たす自動車 ディーゼル車である場合で、乗用車にあつては、技術指針の指針値が確保されるように考慮して定められている認定実施要領の基準に適合していること及び表2に示された区分ごとの基準を満たすこと。軽量車、軽貨物車又は中量車にあつては、技術指針の指針値が確保されるように考慮して定められている認定実施要領の基準に適合していること及び表4に示された区分ごとの基準を満たす自動車</p> <p>【配慮事項】 鉛の使用量（バッテリーを除く。）が削減されていること。 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化・省資源化や部品の再使用、素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生材が多く使用されていること。</p>
-----	--

注) 1 この判断基準は、燃費目標基準値がある範囲内で定めたものであり、LPガス車を排除するものではない。

2 一般公用車（通常の行政事務の用に供する乗用自動車（乗車定員10名以下のものに限る。）であつて、普通自動車又は小型自動車であるものをいう。以下同じ。）については、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、又は技術指針の指針値が確保されるように考慮して定められている認定実施要領の基準の75%低減レベルに適合し、かつ、ガソリン乗用自動車にあつては表1に示された区分ごとの基準を、ディーゼル乗用自動車にあつては表2に示された区分ごとの基準を満たす自動車とする。ただし、利用ニーズに合う適当な車種がない特別な場合には上表の判断の基準 又は の自動車の中から、排ガス性能の良い自動車を優先して購入することとする。

表1 ガソリン乗用車に係る基準

区 分	10・15モード燃費
車両重量が 703kg未満	21.2km/ℓ以上
車両重量が 703kg以上 828kg未満	18.8km/ℓ以上
車両重量が 828kg以上1,016kg未満	17.9km/ℓ以上
車両重量が1,016kg以上1,266kg未満	16.0km/ℓ以上
車両重量が1,266kg以上1,516kg未満	13.0km/ℓ以上
車両重量が1,516kg以上1,766kg未満	10.5km/ℓ以上
車両重量が1,766kg以上2,016kg未満	8.9km/ℓ以上
車両重量が2,016kg以上2,266kg未満	7.8km/ℓ以上
車両重量が2,266kg以上	6.4km/ℓ以上

表2 ディーゼル乗用車に係る基準

区 分	10・15モード燃費
車両重量が1,016kg未満	18.9km/ℓ以上
車両重量が1,016kg以上1,266kg未満	16.2km/ℓ以上
車両重量が1,266kg以上1,516kg未満	13.2km/ℓ以上
車両重量が1,516kg以上1,766kg未満	11.9km/ℓ以上
車両重量が1,766kg以上2,016kg未満	10.8km/ℓ以上
車両重量が2,016kg以上2,266kg未満	9.8km/ℓ以上
車両重量が2,266kg以上	8.7km/ℓ以上

表3 ガソリン貨物車に係る基準

区 分				10・15モード 燃 費
自動車の種別	変速装置の方式	車 両 重 量	自動車の構造	
軽貨物車	手 動 式	703kg未満	構造 A	20.2km/ℓ以上
			構造 B	17.0km/ℓ以上
		703kg以上 828kg未満	構造 A	18.0km/ℓ以上
			構造 B	16.7km/ℓ以上
		828kg以上		15.5km/ℓ以上
		手動式以外のもの	703kg未満	構造 A
	構造 B			16.2km/ℓ以上
	703kg以上 828kg未満		構造 A	16.5km/ℓ以上
			構造 B	15.5km/ℓ以上
	828kg以上		14.9km/ℓ以上	

車両総重量が1.7ト以下のも	手 動 式	1,016kg未満		17.8km/ℓ以上
		1,016kg以上		15.7km/ℓ以上
	手動式以外のもの	1,016kg未満		14.9km/ℓ以上
		1,016kg以上		13.8km/ℓ以上
車両総重量が1.7ト超2.5ト以下のもの	手 動 式	1,266kg未満	構造 A	14.5km/ℓ以上
			構造 B	12.3km/ℓ以上
		1,266kg以上1,516kg未満		10.7km/ℓ以上
		1,516kg以上		9.3km/ℓ以上
	手動式以外のもの	1,266kg未満	構造 A	12.5km/ℓ以上
			構造 B	11.2km/ℓ以上
1,266kg以上			10.3km/ℓ以上	

備考) 1 「構造 A」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。

イ．最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。

ロ．乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。

ハ．運転者室の前方に原動機を有し、かつ、前輪のみに動力を伝達できるもの又は前軸及び後軸のそれぞれ一軸以上に動力を伝達できるもの(後軸に動力を伝達する場合において前輪からトランスファ及びプロペラ・シャフトを用いて後輪に動力を伝達するものに限る。)であること。

2 「構造 B」とは、構造 A 以外の構造をいう。

表 4 ディーゼル貨物車に係る基準

区 分				10・15モード 燃 費
自動車の種別	変速装置の方式	車 両 重 量	自動車の構造	
車両総重量が1.7ト以下のも	手 動 式			17.7km/ℓ以上
	手動式以外のもの			15.1km/ℓ以上
車両総重量が1.7ト超2.5ト以下のもの	手 動 式	1,266kg未満	構造 A	17.4km/ℓ以上
			構造 B	14.6km/ℓ以上
		1,266kg以上1,516kg未満		14.1km/ℓ以上
		1,516kg以上		12.5km/ℓ以上
	手動式以外のもの	1,266kg未満	構造 A	14.5km/ℓ以上
			構造 B	12.6km/ℓ以上
		1,266kg以上1,516kg未満		12.3km/ℓ以上
		1,516kg以上1,766kg未満		10.8km/ℓ以上
	1,766kg以上		9.9km/ℓ以上	

備考) 「構造 A」及び「構造 B」とは、表 3 と同様の構造をいう。

(2)目標の立て方

- ア．一般公用車にあつては、当該年度における調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)とする。
- イ．一般公用車以外の自動車にあつては、当該年度における調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の台数の割合とする。ただし、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車又はハイブリッド自動車については、当該年度における調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)とする。

10. 制服・作業服

(1) 品目及び判断の基準等

制服・作業服	<p>【判断の基準】 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生 PET 樹脂（PET ボトル、繊維製品などを原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比で 10% 以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 製品の梱包は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 製品使用後に回収され、原料または各種素材として再生利用されるための仕組みが整っていること。</p>
--------	---

(2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維を使用した制服・作業服の調達総量（着数）に占める基準を満たす物品の着数の割合とする。

11. インテリア・寝装

(1)カーテン

ア. 品目及び判断の基準等

カーテン	<p>【判断の基準】 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生 PET 樹脂（PET ボトル、繊維製品などを原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比で 10% 以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 製品の梱包は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
------	---

イ. 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維を使用したカーテンの調達総量（枚数）に占める基準を満たす物品の枚数の割合とする。

(2)カーペット（織じゅうたん・ニードルパンチカーペット）

ア．品目及び判断の基準等

カーペット （織じゅうたん・ニードルパンチカーペット）	<p>【判断の基準】 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル、繊維製品などを原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比で10%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 製品の梱包は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 製品使用後に回収され、原料または各種素材として再生利用されるための仕組みが整っていること。</p>
--------------------------------	--

イ．目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維を使用したカーペット（織じゅうたん、ニードルパンチカーペット）の調達総量（ m^2 ）に占める基準を満たす物品の量（ m^2 ）の割合とする。

(3)毛布

ア．品目及び判断の基準等

毛布	<p>【判断の基準】 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル、繊維製品などを原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比で10%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 製品の梱包は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
----	--

イ．目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維を使用した毛布の調達総量（枚数）に占める基準を満たす物品の枚数の割合とする。

12. 作業用手袋

(1) 品目及び判断の基準等

作業手袋	<p>【判断の基準】 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生 PET 樹脂（PET ボトル、繊維製品などを原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体（すべり止めの塗布加工が施されている場合は塗布部分を除く）重量比で 50% 以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 再生 PET 樹脂から得られるポリエステル以外の繊維についても、再生繊維が使用されていること（手首のオーバーロック、ゴム糸及びすべり止め塗布加工部分を除く）。</p>
------	--

(2) . 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維を使用している作業手袋の調達総量（双）に占める基準を満たす物品の量（双）の割合とする。

13. 設 備

(1)品目及び判断の基準等

太陽光発電システム	<p>【判断の基準】 商用電源の代替として、太陽電池モジュールを使用した太陽光発電による電源供給ができるシステムであること。</p> <p>【配慮事項】 分解が容易であるなど、部品の再使用や素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。</p>
太陽熱利用システム	<p>【判断の基準】 給湯用・冷暖房用の熱エネルギーとして、太陽エネルギーを利用したシステムであること。</p> <p>【配慮事項】 分解が容易であるなど、部品の再使用や素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。</p>
燃料電池	<p>【判断の基準】 商用電源の代替として、燃料中の水素と空気中の酸素を結合させ、電気エネルギーまたは熱エネルギーを取り出すものであること。</p> <p>【配慮事項】 分解が容易であるなど、部品の再使用や素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。</p>

(2)目標の立て方

- ア．太陽光発電システム、燃料電池にあっては、当該年度における調達による総設備容量（kW）とする。
- イ．太陽熱利用システムにあっては、当該年度における調達による総集熱面積（ m^2 ）とする。
- ウ．「太陽光発電システム」と「太陽熱利用システム」の複合システムにあっては、当該年度における調達による総設備容量（kW）と総集熱面積（ m^2 ）をそれぞれ計上する。

14. 公共工事

(1) 品目及び判断の基準等

公共工事	【判断の基準】 契約図書において、一定の環境負荷低減効果が認められる表 - 1 に示す資材又は建設機械の使用を義務づけていること。
------	---

注) 義務づけに当たっては、工事全体での環境負荷低減を考慮する中で実施することが望ましい。

(2) 目標の立て方

今後、実績の把握方法等の検討を進める中で、目標の立て方について検討するものとする。

表 - 1

資材、建設機械の品目

特定調達品目名	分類	品目名		資材等の判断の基準
		(品目分類)	(品目名)	
公共工事	資材	再生木質ボード	パ-ティクルボード	表 - 2
			繊維板	
			木質系セメント板	
		タイル	陶磁器質タイル	
		混合セメント	高炉セメント	
			フライッシュセメント	
		コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊以外の資材	再生加熱アスファルト混合物	
	再生骨材等			
	小径丸太材	間伐材		
	建設機械	-	排出ガス対策型建設機械	
低騒音型建設機械				

表 - 2

【資材】

品目分類	品目名	判断の基準等
再生木質 ボード	パーティクル ボード 繊維板 木質系セ メント板	<p>【判断の基準】</p> <p>合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済み梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木・小径木(間伐材を含む。)等の再生資源である木質材料又は植物繊維の重量比配合割合が2分の1(50%)以上であること。(この場合、再生資材全体に占める体積比配合率が5分の1(20%)以下の接着剤、混和剤等(パーティクルボードにおけるフェノール系接着剤、木質系セメント板におけるセメント等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの)を計上せずに、重量比配合率を計算することができるものとする。)</p> <p>居室の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が0.5mg/l以下であること。</p>
タイル	陶磁器質 タイル	<p>【判断の基準】</p> <p>陶磁器質タイルで、原料に再生材料(個表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等)を用い、焼成しているものであること。</p> <p>再生材料利用率は原材料の重量比で20%以上(複数の材料を使用している場合は、それらの材料の合計)使用されていること。ただし、再生材料は通常利用している同一工場からの廃材は除くものとする。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>施工時及び使用時に雨水等による重金属など有害物質の溶出が少ないこと。</p> <p>資材等からの溶出方法や有害物質の溶出に係る基準等、当該品目に係る安全性の評価の考え方について、可及的速やかに検討・とりまとめの上、判断の基準に追加することとする。</p>

個表

再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法
採石および窯業廃土 無機珪砂(キラ) 鉄鋼スラグ 非鉄スラグ 鋳物砂 陶磁器屑 石炭灰	前処理によらず対象

廃プラスチック 建材廃材（汚泥を除く。） 廃ゴム 廃ガラス 製紙スラッジ アルミスラッジ 磨き砂汚泥 石材屑	
都市ごみ焼却灰	熔融スラグ化
下水道汚泥	焼却灰化又は熔融スラグ化
上水道汚泥 湖沼等の汚泥	前処理によらず対象

品目分類	品目名	判断の基準等
混合セメント	高炉セメント	【判断の基準】 高炉セメントであって、原料に30%を超える分量の高炉スラグを使用していること。
	フライアッシュセメント	【判断の基準】 フライアッシュセメントであって、原料に10%を超える分量のフライアッシュを使用していること。
コンクリート塊、 アスファルト・コン クリート塊リサイ 外資材	再生加熱 アスファ ルト混合 物	【判断の基準】 アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。
	再生骨材 等	【判断の基準】 コンクリート塊若しくはアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。
小径丸太 材	間伐材	【判断の基準】 間伐材であって、有害な腐れ、割れ等の欠陥がないこと。

【建設機械】

品目名	判断の基準等																																															
排出ガ対策 型建機	<p>【判断の基準】</p> <p>搭載されているエンジンから排出される排出ガス成分及び黒煙の量が別表1に掲げる値以下のものであること。</p> <p>(別表1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象物質(単位)</th> <th>HC (g/kWh)</th> <th>NOx (g/kWh)</th> <th>CO (g/kWh)</th> <th>黒煙 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出力区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7.5~15kW未満</td> <td>2.4</td> <td>12.4</td> <td>5.7</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>15~30kW未満</td> <td>1.9</td> <td>10.5</td> <td>5.7</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>30~272kW以下</td> <td>1.3</td> <td>9.2</td> <td>5.0</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table>	対象物質(単位)	HC (g/kWh)	NOx (g/kWh)	CO (g/kWh)	黒煙 (%)	出力区分					7.5~15kW未満	2.4	12.4	5.7	50	15~30kW未満	1.9	10.5	5.7	50	30~272kW以下	1.3	9.2	5.0	50																						
対象物質(単位)	HC (g/kWh)	NOx (g/kWh)	CO (g/kWh)	黒煙 (%)																																												
出力区分																																																
7.5~15kW未満	2.4	12.4	5.7	50																																												
15~30kW未満	1.9	10.5	5.7	50																																												
30~272kW以下	1.3	9.2	5.0	50																																												
低騒音型建 設機	<p>【判断の基準】</p> <p>建設機械の騒音の測定値が別表2に掲げる値以下のものであること。</p> <p>(別表2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>機関出力 (kW)</th> <th>騒音基準値 (dB)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ブルドーザー</td> <td>P<55</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>55 P<103</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td>103 P</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">バックホウ</td> <td>P<55</td> <td>99</td> </tr> <tr> <td>55 P<103</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>103 P<206</td> <td>106</td> </tr> <tr> <td>206 P</td> <td>106</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">ドラグライン クラムシェル</td> <td>P<55</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>55 P<103</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>103 P<206</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td>206 P</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">トラクターショベル</td> <td>P<55</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>55 P<103</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>103 P</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">クローラークレーン トラッククレーン ホイールクレーン</td> <td>P<55</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>55 P<103</td> <td>103</td> </tr> <tr> <td>103 P<206</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td>206 P</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td>パイプロハンマー</td> <td></td> <td>107</td> </tr> </tbody> </table>	機 種	機関出力 (kW)	騒音基準値 (dB)	ブルドーザー	P<55	102	55 P<103	105	103 P	105	バックホウ	P<55	99	55 P<103	104	103 P<206	106	206 P	106	ドラグライン クラムシェル	P<55	100	55 P<103	104	103 P<206	107	206 P	107	トラクターショベル	P<55	102	55 P<103	104	103 P	107	クローラークレーン トラッククレーン ホイールクレーン	P<55	100	55 P<103	103	103 P<206	107	206 P	107	パイプロハンマー		107
機 種	機関出力 (kW)	騒音基準値 (dB)																																														
ブルドーザー	P<55	102																																														
	55 P<103	105																																														
	103 P	105																																														
バックホウ	P<55	99																																														
	55 P<103	104																																														
	103 P<206	106																																														
	206 P	106																																														
ドラグライン クラムシェル	P<55	100																																														
	55 P<103	104																																														
	103 P<206	107																																														
	206 P	107																																														
トラクターショベル	P<55	102																																														
	55 P<103	104																																														
	103 P	107																																														
クローラークレーン トラッククレーン ホイールクレーン	P<55	100																																														
	55 P<103	103																																														
	103 P<206	107																																														
	206 P	107																																														
パイプロハンマー		107																																														

油圧式杭抜機	P <55	9 8
油圧式鋼管圧入・引抜機	55 P <103	1 0 2
油圧式杭圧入引抜機	103 P	1 0 4
アースオーガー	P <55	1 0 0
	55 P <103	1 0 4
	103 P	1 0 7
オールケーシング掘削機	P <55	1 0 0
	55 P <103	1 0 4
	103 P <206	1 0 5
	206 P	1 0 7
アースドリル	P <55	1 0 0
	55 P <103	1 0 4
	103 P	1 0 7
さく岩機（コンクリート ブレイカー）		1 0 6
ロードローラー	P <55	1 0 1
タイヤローラー	55 P	1 0 4
振動ローラー		
コンクリートポンプ（車）	P <55	1 0 0
	55 P <103	1 0 3
	103 P	1 0 7
コンクリート圧砕機	P <55	9 9
	55 P <103	1 0 3
	103 P <206	1 0 6
	206 P	1 0 7
アスファルトフィニッシャー	P <55	1 0 1
	55 P <103	1 0 5
	103 P	1 0 7
コンクリートカッター		1 0 6
空気圧縮機	P <55	1 0 1
	55 P	1 0 5
発動発電機	P <55	9 8
	55 P	1 0 2

15. 役務

(1) 品目及び判断の基準

省エネルギー診断	省エネルギー診断の具体的項目に応じて、表1の技術資格を有する者若しくはこれと同等と認められる技能を有する者又はこれらの者を使用する法人が、他の者の空気調和設備、照明設備、熱源設備、受変電設備、制御設備、給排水衛生設備等の稼働状況やエネルギー使用量について調査・分析を行い、それらの結果に基づき、更なるエネルギーの使用の合理化が図られるべく、設備・機器の導入、改修、運用改善について表2の内容を含む提案を行うものであること。
----------	---

表1

一級建築士
一級建築施工管理技士
一級電気工事施工管理技士
一級管工事施工管理技士
技術士（建設、電気・電子、機械、衛生工学、環境）
エネルギー管理士（熱、電気）
建築設備士

表2

過去3年間程度のエネルギー消費実績及び光熱水費実績、設備の保有と稼働状況
設備・機器ごとのエネルギー消費量の実績又は推計及び推計根拠
エネルギー消費量に関するベースラインの推定と推定根拠
設備・機器の導入、改修、運用改善に伴う省エネルギー量の推計及び推計根拠
設備・機器の導入、改修、運用改善に伴う必要投資額及びその投資額に関する推定根拠

(2) 目標の立て方

当該年度に調達する省エネルギー診断役務の件数（総数）。

なお、各年度ごとに当該年度における本役務の対象となりうる施設等の具体的範囲を示すこととする。